

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人
幸志会

社会福祉法人幸志会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸志会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定める通り、理事及び監事に対してのみ報酬等を支給し、評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。

- 2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、交通費としてその都度現金5千円を支給する。
- 3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事及び監事に対する報酬等の額は、別表第1に掲げる俸給表の通りとし、各理事及び監事の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会において決定する。

- 2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

第3条1項の理事及び監事については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月27

日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（費用）

第6条 役員等には、理事会・評議員会及び理事長が承認した法人業務の執行等に要する費用を支給する。

附 則

この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月10日から施行する。

別表第1（理事及び監事の報酬）

号俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円